

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの
一体的実施に向けた提案書

平成25年5月28日

群馬県前橋市

1 提案事項

前橋市福祉事務所に、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、生活保護受給者、住宅支援給付受給者及び児童扶養手当受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）を含め広く生活困窮者を対象として、前橋市福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員とハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

本市では、就労支援員を配置し、稼働可能であり就労を阻害する要因のない被保護者に対して、ケースワーカーと連携した就労支援を行うとともに、就労意欲のある者に対しては、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業による支援に取り組み、一定の成果が出ているところであるが、就労経験が乏しく求職活動が困難な者や安易な理由により短期間で仕事を辞めてしまう者等が見受けられる。

こうした中、本市における生活保護受給者は、平成21年3月末時点の2,836人から平成25年3月末時点の3,745人と大きく増加しており、特に稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

これらのことから、これまで以上に福祉事務所とハローワークが連携した支援を実現するため、アクション・プランに基づく一体的実施の提案を行うものである。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、生活保護の相談・申請段階の者とする。

(2) 常設窓口の設置場所

前橋市福祉事務所内（前橋市役所1F社会福祉課内）

(3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と本市が行う生活保護に係る業務を一体的に実施する。

国（ハローワーク）は、前橋市福祉事務所に設置する常設窓口職員を配置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員と連携を図り、福祉事務所により誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。